

瀬戸内海環境保全に係る指定地域

制度に基づく措置等

区分	根拠法等	指定基準等	措置等
瀬戸内海環境保全に係る指定地域	<p>瀬戸内海環境保全特別措置法 (制定年月日) 昭和48年10月2日 法律第110号 (法令名改正) 昭和53年6月13日 法律第68号 (目的) 瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念を定め、及び瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するための瀬戸内海の環境の保全に関する計画の策定等に関し必要な事項を定めるとともに、特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生防止、生物の多様性及び生産性の確保のための栄養塩類の管理、自然海浜の保全、環境保全のための事業の促進等に関し特別の措置を講ずることにより、瀬戸内海の環境の保全を図る。</p>	<p>瀬戸内海に流入する地域を指定している。</p> <p>【参考】 「広島県の区域のうち、三原市大和町篠、府中市上下町（上下、深江、二森、小堀、小塚及び有福に限る。）、三次市、庄原市（西城町（平子字丑之河及び三坂（字市場、字岩祖及び字永金に限る。）に限る。）及び東城町（保田（字長谷及び字白滝山に限る。）及び帝釈始終字白石を除く。）を除く。）、東広島市豊栄町（飯田及び吉原に限る。）、安芸高田市（八千代町（上根（字市裏、字市表及び字土井に限る。）及び向山に限る。）及び向原町（戸島（字割石、字八東戸及び字負根を除く。）を除く。）、山県郡北広島町（後有田、有田、古保利、石井谷、寺原、春木、今田、有間、舞綱、中山、川戸、蔵迫、惣森、川西、川東、壬生、川井、丁保余原、新郷、南方（字上畑及び字下畑を除く。）、木次、本地、新氏神、新都、志路原、上石、下石、海心寺、高野字大谷、大塚、大朝、田原、筏津、新庄、宮迫及び岩戸に限る。）、世羅郡世羅町（大字別迫字反田、大字青水（字弁城を除く。）、大字黒淵、大字津口（字野原を除く。）、大字戸張、大字安田（字水の別を除く。）、大字徳市、大字小国、大字黒川、大字中、大字吉原、大字上津田、大字下津田、大字長田及び大字山中福田に限る。）及び神石郡神石高原町（古川（字仁後及び字間谷に限る。）及び福永（字滝合及び字見後に限る。）に限る。）」の区域を除いた地域が該当している。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定施設の設置等の許可 (最大排水量50m³/日以上の特特定事業場) 2 COD、窒素及び燐に係る総量規制基準及び上乗せ排水基準に基づく排水規制の実施 (水質汚濁防止法による措置) 3 窒素・燐及びその化合物に係る削減指導方針の策定及び推進 4 栄養塩類管理計画の策定 5 自然海浜保全地区の指定 6 埋立て等についての特別の配慮